一般社団法人マンダラプロジェクト 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、当法人定款(以下「定款」という)第3章に規定する会員に関する 諸事項を定めるものである。

(会員)

- 第2条 当法人の会員は次の5種とする。
 - (1)正会員
 - (2)個人会員
 - (3) 学生会員
 - (4) 団体会員
 - (5) 賛助会員
 - 2 正会員は、当法人の目的に賛同し、正会員1名以上の紹介によって入会し、定款 第5条に定める社員となる個人
 - 3 個人会員は、当法人の目的に賛同し、入会した個人
 - 4 学生会員は、当法人の目的に賛同し、学生の身分を証明する手続きを行って入会 した個人
 - 5 団体会員は、当法人の目的に賛同し、入会した団体
 - 6 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人又は団体

(入会)

- 第3条 当法人に入会を希望する個人又は団体は、定款第6条に定める入会申込書に定められた事項を記入し、当法人事務局に提出する。
 - 2 正会員として入会を希望する個人は、入会申込書に紹介者である正会員1名以上の署名、押印を必要とする。
 - 3 学生会員として入会を希望する個人は、入会申込書とともに、大学等(学部、 大学院)に在籍していることを証明する書類(学生証等)の写しを提出しなけれ ばならない。
 - 4 入会申込みが行われた場合、もっとも近い時期に開催される理事会においてその可否を決定し、これを入会を申し込んだ個人又は団体に通知するものとする。

(会費)

第4条 定款第7条第2項に規定する会員の年会費を次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2)個人会員 5,000円
- (3) 学生会員 3,000 円
- (4) 団体会員 30,000 円
- (5) 賛助会員 1口 50,000 円
 - 2 入会を申し込んだ個人又は団体は、定款第6条に規定する理事会からの入会を 可とする通知を受けた後、すみやかに入会した年度の年会費を納入しなければな らない。会費の納入方法は、銀行振込を原則とする。
 - 3 会員は、当法人から年会費の納入依頼の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。
 - 4 会員は、正当な理由なく年会費を継続して2年度分滞納した場合、会員資格を喪失するものとする。

(学生会員と個人会員の間の会員種別の変更)

- 第5条 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して個人会員となることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」で変更を当法人事 務局に提出するものとする。
 - 2 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により 学生資格を得る予定の者は、別に定める「会員変更届」を添えて第3条第2項 に定 める学生の身分を証明する手続きを行うものとする。
 - 3 学生会員が個人会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。 差額の納入日を会員種別変更日とする。
 - 4 学生会員が個人会員となる場合で、卒業、課程修了、退学等の時期が1月~3月 の場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から個人会員とし、個 人 会員の年会費を納入するものとする。
 - 5 個人会員が学生会員になることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」 を 添えて第3条第2項に定める学生の身分の証明する手続きを行うものとする。 個人 会員から学生会員になった場合は、個人会員と学生会員の年会費の差額は返 還しない。

(会員の権利)

第6条 会員は、定款第4条に定める当法人が行う事業に参加することができる。 2 会員は、当法人から提供された会員としての権利を第三者に譲渡することができない。

(会員の義務)

第7条 会員自らの責により、その会員又は他者に損害が生じた場合、当法人は責任を負わない。

(退会)

- 第8条 会員は、定款第9条に定める退会届を当法人事務局に提出することにより、任 意にいつでも退会することができる。
 - 2 年度途中の退会であっても、退会年度までの年会費を納入する必要がある。 3 退会を希望する会員は、未納の年会費等がある場合、これを納入しなければならない。

附則

- 1 この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第 44 条に定める場合を除き、理事会の議決を得て行うものとする。
- 2 この規程は、当法人成立の日から施行する。